

〔関係諸規程〕（資料）

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

（目的）
第三条 この法人は、教育と研究と行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

法学研究科・経済学研究科・商学研究科

理工学研究科・文学研究科

法律学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済

学科・公共経済学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済

学科

商学部一部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

科

理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

- 第一章 総則（第一条～第三条）
第二章 総長（第四条～第九条）
第三章 役員及び顧問（第十条～第十二条）
第四章 理事会（第十三条～第二十五条）
第五章 評議員会（第二十六条～第三十四条）
第六章 資産及び会計（第三十五条～第四十一条）
第七章 収益事業（第四十二条～第四十三条）
第八章 基本規定（寄附行為）の変更（第四十四条）
第九章 合併及び解散（第四十五条～第四十六条）
第十章 公告（第四十七条）
附 則

密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学

科・理工学科・情報工学科

理工学部二部

物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・電気・電子工学

科・工業化学科・応用化学科・管理

文学部一部

文学科・史学科・哲学科・社会学科・

教育学科

文学部一部

文学科・国際政策文化学科

総合政策学部

中央大学高等学校

定時制過程 普通科・商業科

二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行ふ。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

第一章 総 長

(総長)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を行なう旨を定める。

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括總理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者一人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(教学審査会)

らず、その在任中理事となるものとする。

第八条 総長の諮問機関として、教学審査会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第

十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七以内

二 監事 二人以上三人以内

3 第十二条に規定する職務上理事において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわらず、理事の

定数は、十六人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

(理事長)

第十四条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年と

はする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわる(職務上の理事)

(理事長及び理事の職務権限)

第四章 理事会

第十七条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。
(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。
(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。
(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担任事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。
(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。
(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。
2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によつて決定する。
3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

して決定する。

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を三百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業者及び大学院の修了者

二 この法人の選任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校）の卒業者

四 財團法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功勞又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人
三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人
四 評議員会議長
五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

✓ 第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 棄欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 补充評議員の任期は、そのつど評議員会において定め

る。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用す

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、

議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、會議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に

は、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員一人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって

償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 基本規定（寄附行為）の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

3 委員会は、評議員会の議事の執行に付する。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる收入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果实

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の經營に関する会計

(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分

け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定

めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処

理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議

員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議

員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座

部）の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び

予定損益計算書を作成しなければならない。

(決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヶ月

以内に、監事の意見書及び公認会計又は監査法人の監査報

告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならぬ。

(財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

(会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

第七章 収益事業

(種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業

並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

(利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定（寄附行為）の変更

(議決の方法)

第四十四条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

第九章 合併及び解散
(議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によつてする公告は、事務所の定時提示場に提示して、行う。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれのこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、件に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千三十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第千百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（昭和六十三年月十八日）から施行する。

附 則（規程第千百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成三年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成四年十二月二十一日）から施行する。

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

附 則（規定第千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日
（平成五年十九日）から施行する。

（経過措置）

2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によつて新たに選任される理事から適用する。

附 則（規定第三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規定第三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成六年四月十九日）から施行する。

改 行 昭和二六・三・八

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日
（平成六年四月十九日）から施行する。

改 正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の發展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行ふ。

一 異学援助及び学術研究に対する助成

二 各種研究会、講演会及び見学会の開催

三 父母連絡会との交流

四 学生との交流

五 会報の発行

六 学員名簿の編纂

七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。

(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。
3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。
4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

一 会長 一人

二 副会長 七人以上十人以内

三 常任幹事 二十人以上二十五人以内

四 幹事 八十人以上百人以内

五 会計監事 四人又は五人

六 協議員 七百人以上八百人以内

2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員き地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議員会において選任する。

- 2 協議員は、総会において選任する。
- 3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。
- 4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員の任期)

第八条 役員の任期は、三年とする。

- 2 换算又は補充によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間とする。

(役員の職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。
- 3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのの所定の職務を行う。
- 4 会計監事は、本会の会計を監査する。
- 5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

- 2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
- 3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大學總長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第十三条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議員会において推戴する。
- 3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問は、特別の事情があるときは除き、終身在任する。
- 5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十四条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、特に本会の発展に苦労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。
- 4 参与の就任年齢は6歳以上とし、任期は6年とする。ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。
- 5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできな

い。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めたとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもつて会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議す

る。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入（以下「会費」という。）、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大學生員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学生会本部事務局（以下「本部事務局」という。）を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局にに関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附 則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力

を生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでおのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十二条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万

円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十二条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年三月三十日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成一・五・一六、平三・五・一(三))

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事実

第四条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一 幹事長 一名

二 副幹事長

五名

三 常任幹事 五十名以内
四 幹事 三百名以内
五 会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき隨時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計幹事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付ける。

副議長に議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一條 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員の役員の各候補者に推薦

する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもつて組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

い。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもつて定める。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の一以上の

同意を得て改正することができる。

附 則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第一条第二項及び第十二条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附 則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

附 則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第二条各号の改正規程は、平成三年五月二十三日から施行する。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程と改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より

三〇名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より

五五名以内

三 第二東京弁護士会所属会員中より

五五名以内

四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）

三〇名以内

中より

五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）

三〇名以内

中より

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附 則

第二条各号の改正規程は、平成三年五月二十三日から施行する。

第一条 中央大学法曹会事務局規則

に次の職員を置く。

一 事務局長 一人

二 事務局次長 若干人

第三条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹

事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌

理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務に

ついて事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処

理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

中央大学法曹会人事委員会規則

(設置)

第一条 本会に人事委員会（以下本委員会といふ）を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、東京弁護士会ブロック	四名
二、第一東京弁護士会ブロック	二名
三、第二東京弁護士会ブロック	二名
四、裁判所・公証人ブロック	一名
五、検察庁・公証人ブロック	一名

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置き、必要に応じ副委員長若干名を置くことができる。

委員長および副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長に代わる。

(会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため隨時召集し、審議答申する。

(幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

付 則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」とい

う)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職教育に目的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育について、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

二、中央大学法職講座運営委員会委員 二名以内

中央大学司法特設講座担当講師

三、東京弁護士会ブロック

四、第一東京弁護士会ブロック

五、第二東京弁護士会ブロック

六、裁判所ブロック

七、検察庁

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条

第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。

ただし、再任を妨げない。

第六条 委員会は、定期会と臨時会とし、委員長が招集する。

(委員会)

付 則

この規程は、平成六年十二月九日から施行する。

(経過措置)

1 改正日以前からの委員のうち、第三条第一号の委員及び同条第三号乃至第七条の各半数の委員の各任期は、第五条の定めにかかるらず、平成七年の幹事会において、新委員

が選任される日までとし、その余の委員の任期は平成八年の幹事会において、新委員が選任される日までとする。

2 改正日から一年以内に委員となる第三条第二号の委員のうち、半数の委員の任期は、第五条の定めにかかるらず、平成七年の幹事会において新委員が選任される日までとし、

その余の委員の任期は、平成八年の幹事会において新委員が選任される日までとする。

大學問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に大学問題委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会選出の

学校法人中央大学評議員

若干名

二、東京弁護士会ブロック

二四名以内

三、第一東京弁護士会ブロック

十一名以内

四、第二東京弁護士会ブロック

十一名以内

五、裁判所ブロック

二名以内

六、検察庁、公証人ブロック

二名以内

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は会議を主催し、副委員長は補佐し委員長に

事故あるときはその職務を代行する。

委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを召集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があったときは、遅滞なく委員会を召集しなければならない。

(事務局)

第七条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者は、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、中央大学法曹会幹事会の議決をした平成六年三月二三日から施行する。

会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に会則検討委員会（以下「本委員会」という）を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付 則

本規則は、中央大学法曹会の議決をした平成六年三月二三日から施行する。